

(介護予防) 通所リハビリテーションの運営規程

第1条 医療法人社団木野記念会が開設する於保老健センターが実施する(介護予防)通所リハビリテーションの適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者に対し、適正な(介護予防)通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 於保老健センターが実施する(介護予防)通所リハビリテーションの従業者は、要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 (介護予防)通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

3 (介護予防)通所リハビリテーションの実施にあたっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 (介護予防)通所リハビリテーションを実施する事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | | |
|-----|-----|--------------|
| (1) | 名称 | 於保老健センター |
| (2) | 所在地 | 静岡県磐田市一色26番地 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 (介護予防)通所リハビリテーションに従事する従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 医師 1人(兼務)以上

医師は介護予防通所リハビリテーション計画の策定を従業者と共同して作成するとともに、介護予防通所リハビリテーションの実施に関する従業者への指示を行う。

- (2) 専従する従業者

①看護職員又は介護職員 1人以上

②作業療法士 1人以上

専従する従業者は、(介護予防)通所リハビリテーションを提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日

但し、盆、年末年始を除く。

- ② 営業時間

午前9：30から午後3：45

((介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員)

第7条 ((介護予防) 通所リハビリテーションの利用定員は20名とする。

((介護予防) 通所リハビリテーションの内容)

第8条 実施する((介護予防) 通所リハビリテーションは次の通りとする。

① 6時間以上8時間に満たない通常規模の((介護予防) 通所リハビリテーション

② 居宅と((介護予防) 通所リハビリテーション間の送迎

③ ((介護予防) 通所リハビリテーションにおける入浴介助

④ ((介護予防) 通所リハビリテーションにおける特別入浴介助

2 ((介護予防) 通所リハビリテーションは、医学的管理の下で要介護者に対する心身の機能の回復の為、医師等の従業者が共同して作成した通所リハビリテーション計画に基づき、下記(1)を目的とし、(2)の訓練を行う。

(1) 目的

① ADLの低下防止

② QOLの維持・向上

③ 寝たきり防止

④ 社会性の維持・向上

⑤ 精神状態の改善

⑥ その他、利用者の状態の改善

(2) 訓練等

① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練

② 日常生活動作に関する訓練

③ 自助具適用・使用訓練

④ 運動療法

⑤ 歩行訓練・基本的動作訓練

(通常の事業の実施範囲)

第9条 ((介護予防) 通所リハビリテーションの実施範囲は次の通りとする。

施設から半径5km以内の地域

(利用料その他の費用の額)

第10条 ((介護予防) 通所リハビリテーションの利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、((介護予防) 通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち負担割合証に記載された割合の額とする。

2 食費 765円(昼食665円、おやつ100円)

3 その他、日常生活に係る費用の徴収が必要な場合は、利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(日用品・教養娯楽費)

口腔ケアセットA(普通の歯ブラシ歯磨き粉) 150円(月額)

口腔ケアセットB(セットAと義歯洗浄剤) 200円(月額)

口腔ケアセットC（歯が全く無い方用歯ブラシ）	400円（月額）
入浴セット（シャンプー、リンス、ボディシャンプー 等）	160円（日額）
おしぼり	10円（日額）
レクリエーション費（色紙、絵の具等レクリエーション材料費）	160円（日額）

4 オムツ代

紙パンツ 220円、 紙オムツ 150円、 尿取りパッド 60円

（施設利用にあたっての留意事項）

第11条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとりその指示に従う。

（非常災害対策）

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1）防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所職員をあてる。
- （2）始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- （3）非常災害用設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- （4）非常災害設備は常に有効に保持するように努める。
- （5）火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめる為自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- （6）防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火訓練及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練……………年2回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

（虐待防止）

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は発生した場合の再発防止のため、以下のように取り組む。

- 2 身体拘束適正化・虐待防止委員会を設置し、指針を整備、3月に1回以上の頻度で委員会を開催し、職員に周知する。
- 3 年2回以上、身体拘束及び虐待防止のための研修を行う。
- 4 各措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する留意事項）

第14条 従業員の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従業員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た入所者又は家族の秘密を保持させる為従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を従業員との雇用契約の内容及びする。
- 4 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団木野記念会に於て保老

健センターが定めることとする。

(附則) この規定は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附則) この規定は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。(第 6 条改正)

(附則) この規定は平成 24 年 1 月 1 日から施行する。(第 5・9・10 条改正)

(附則) この規定は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。(第 10 条 3 項改正)

(附則) この規定は令和 4 年 5 月 1 日から施行する。(第 6・10・13 条改正、14 条追加)

(附則) この規定は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。(第 10 条改正)

(附則) この規定は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(第 10 条改正)